

令和7年4月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(うちガス給湯付ふろがま(LPGガス用) 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
(うち凍結防止用ヒーター(水道用) 1 件、電気ストーブ 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 1 件、電気シェーバー 1 件、
電気掃除機(充電式) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500011	令和6年11月18日	令和7年4月3日	ガス給湯付ふろが ま(LPガス用)	GU-10C3D	松下電器産業株式会 社(現 パナソニック 株式会社)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品の周辺を 焼損する火災が発生していた。当該製品に起 因するのか、他の要因かも含め、現在、原因 を調査中。	愛知県	製造から40年以上 経過した製品 令和7年1月17日に 消費者安全法の重 大事故等として公表 済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年3月31 日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500009	令和7年1月20日	令和7年4月3日	凍結防止用ヒーター (水道用)	火災	当該製品及び建物1棟を全焼する火災が発生した。当該製品の 使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年3月25 日
A202500010	令和7年2月13日	令和7年4月3日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因 するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年3月28 日
A202500012	令和7年3月6日	令和7年4月3日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	当該製品に他社製の充電器及びUSBケーブルを接続して充電 中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも 含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年3月28 日
A202500013	令和7年3月22日	令和7年4月3日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続し て充電中、異臭が生じたため確認すると、当該製品及びUSBケー ブルを溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500014	令和7年3月17日	令和7年4月4日	電気掃除機(充電 式)	火災	当該製品を使用中、異臭とともに当該製品から発煙する火災が 発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、 原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合 同会議において審議を予定している案件

該当案件なし